

「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」について

執筆者：弁護士・NY州弁護士 山田 裕貴 / 弁護士 渡邊 満久

October 2018

In brief

2018年8月24日に、個人情報保護委員会から、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」(以下「本ルール」といいます。)並びに本ルールに係るパブリックコメントの概要及びこれに対する個人情報保護委員会の考え方(以下「パブコメ回答」といいます。)が公表されました¹。本ルールは、EU一般データ保護規則(以下「GDPR」といいます。)45条に基づき、欧州委員会が、日本を、個人データについて十分な保護水準を確保している国であると決定(以下「十分性認定」といいます。)した後において、日本の個人情報取扱事業者が、EU加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェー域内(以下「EU域内」といいます。)から日本に対して、十分性認定に基づいて個人データを移転する場合に、個人情報保護法²で求められる規律に追加して遵守することが求められるルールです。本書では、パブコメ回答を踏まえつつ、本ルールについて概説致します。

2018年5月25日の施行後、GDPRへの対応について十分な検討をされてこなかった企業の皆様におかれましても、十分性認定についての今後の方針についての見通しが立ったこの時期において、改めて、GDPRへの対応方針を固めていくことが重要です。

In detail

1. 十分性認定に基づく個人データの越境移転と本ルール

GDPRにおいては、個人データをEU域内からEU域外へ移転すること³(以下「越境移転」といいます。)は、GDPRが定める一定の場合に限って認められています(GDPR 44条)。そして、個人データの越境移転が認められる場合の一つとして⁴、個人データの移転先が、十分性認定を受けている国・地域である場合が挙げられています(GDPR 45条)。したがって、日本が十分性認定を受けた後においては、本ルールの規律を遵守する限りにおいては、GDPRに規定されている他の対応策(脚注4参照)を探ることなく、十分性認定を根拠として、個人データをEU域内から日本に域外移転することができることとなります。

日本と欧州委員会は、欧州委員会が日本の十分性認定を行う一方で、日本がEU域内を個人情報保護法24条の定める「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を

¹ 本ルールについて、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf)参照。パブコメ回答について、総務省行政管理局が運営するe-ウェブサイト(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000050&Mode=2>)参照。なお、本書において引用しているURLについては、いずれも、2018年10月1日現在のものです。

² 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をいいます。以下同じです。

³ 例えば、EU域内に支社や事業所を有する日本企業において、EU域内の支社等で取り扱っている従業員に関する情報を日本へ移転することなどが想定されます。

⁴ 十分性認定以外に越境移転が認められる場合として、GDPR46条2項(c)(d)に規定される標準データ保護条項(SDPC)及び同47条に規定される拘束的企业準則(BCR)が挙げられます。日本が十分性認定を受けた後においても、引き続き、これらを根拠として日本に対して越境移転を行うことは可能であり、この場合には、本ルールの適用は受けません(GDPR 46条。パブコメ回答45番～51番も参照)。

有している外国」と認める「相互認証」の実現のため、2016年以降対話を重ねてきました⁵。そして今般、この相互認証が実現する見込みとなり、その前提として、十分性認定に基づき、日本へ越境移転された個人データの取扱いに関して、本ルールが制定されたものです。

なお、本ルールの施行日は、日本が欧州委員会から十分性認定を受け、その効力が生ずる日とされています。十分性認定の手続の進捗状況としては、欧州委員会は、2018年9月5日付で、日本に対する十分性認定の手続きを正式に開始することを閣議において決定し、十分性認定のドラフト⁶を公表しています。

2. 本ルールの日本法上の位置付け

本ルールの前文では、本ルールの法的な位置付けが以下のように説明されています(下線は筆者ら)。

「本ルールは、EU域内から十分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者を拘束し、個人情報取扱事業者はこれを遵守する必要がある。本ルールは法的拘束力を有する規律であり、本ルールに基づく権利及び義務は、本ルールがより厳格でより詳細な規律により補完する法の規定と同様に個人情報保護委員会の執行対象となる。本ルールに定める権利及び義務に対する侵害があった場合は、本ルールがより厳格でより詳細な規律により補完する法の規定と同様に、本人は裁判所からも救済を得ることができる。」

このような本ルールの法的な位置付けについては、パブコメ回答においても、多数のコメントとの関係で議論されていますが、個人情報保護委員会は、本ルールを、個人情報保護法4条、6条、8条、24条、60条及び78条並びに同法施行規則11条に基づき制定された法的拘束力を有する規律であり、個人情報保護委員会による法執行の対象となるものとして位置付けました。

3. 本ルールの概要

本ルールは、日本の個人情報保護法とGDPRの規律における相違点を踏まえて、日本の個人情報保護法を補完して、個人情報取扱事業者が遵守すべきより厳格でより詳細な規律を定めるものです。本ルールには、5つのルールが定められており、その概要はそれぞれ以下のとおりです。

(1) 「要配慮個人情報」の範囲

GDPRにおいても、日本の個人情報保護法においても、特に配慮を要する特別な種類の情報(日本の個人情報では「要配慮個人情報」と定義されています)については、特別な規律が課されています⁷。もっとも、GDPRでは特別な種類の情報として列挙されている一方、日本の個人情報保護法における要配慮個人情報には含まれない類型の情報も存在します。本ルールでは、その差を踏まえて、十分性認定に基づき移転された個人データに、「要配慮個人情報」に含まれていないが、GDPRにおいては特別な種類の情報と定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、これらの情報についても、「要配慮個人情報」と同様に取り扱うこととされています。

(2) 「保有個人データ」の範囲

GDPRにおいては、データ主体に、個人データへのアクセス権、訂正、削除権等の権利が認められており(GDPR15条以下等)、これらの権利が認められるか否かについて、対象となる個人データが管理者において保有される期間によって、特段の制限は課されていません。他方で、個人情報保護法においても、本人に、個人データについて、開示や訂正等を行う権利は認められているものの、そのような権利の対象となる「保有個人データ」(個人情報保護法2条7項、同法施行令4条各号)から、6か月以内に消去されることとなる個人データは、除外されています(個人情報保護法2条7項、同法施行令5条)。本ルールは、GDPRにおける規律と同様に、十分性認定に

⁵ 例えば、2018年5月11日付で公表された個人情報保護委員会事務局「国際的な個人データの移転について」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon/dai14/siryou2-2.pdf>)参照。

⁶ 欧州委員会のウェブサイト(https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/draft_inadequacy_decision.pdf)参照。

⁷ GDPRでは、特に配慮を要する類型の情報について、データ主体が明確な同意を与えた場合等の一定の場合を除き、その取扱いが禁止されています(GDPR9条参照)。日本の個人情報保護法では、「要配慮個人情報」については、原則として、これを同意なく取得することを禁止するとともに、オプトアウトによる第三者提供を禁止しています(個人情報保護法17条2項、23条2項柱書かつこ書)。

基づき移転された個人データについては、個人情報取扱事業者が消去することとしている期間にかかるわらず、「保有個人データ」として扱うことを定めています。

(3) 利用目的の特定、利用目的による制限

GDPRにおいては、データ主体の同意に基づく場合等を除き、当該個人データが取得された当時において特定された目的と適合しない様で追加的取扱いをしてはならないとされています(GDPR 5条1項(b)、6条参照)。そして、個人データの取扱いについては、(第三者から提供を受ける場合との限定がない形で)取扱いの目的を含めて、取扱いに関する記録を保管するものとされています(GDPR 30条)。この点、個人情報保護法においても、個人情報の取扱いに際してはできる限り利用目的を特定しなければならず(個人情報保護法 15条1項)、その利用目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うに当たっては、本人の同意が必要であると規定しています(個人情報保護法 16条1項)。もっとも、個人情報保護法においては、第三者から取得した個人データについては、その取得の経緯を確認し、記録する旨を定めているものの(個人情報保護法 26条1項2号、同条3項)、その一環として、取扱目的を確認し、記録する義務については明示していません。

本ルールは、①十分性認定に基づき個人データの移転を受ける場合には、移転の際に特定された利用目的も含め、その取得の経緯を確認し、記録すること(即ち、個人情報保護法 26条1項の「取得の経緯」に、提供を受ける際に特定された利用目的を含めること⁸⁾)、②当該個人データを利用するに当たっては、提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その目的の範囲内⁹⁾で利用することとしています。なお、本ルール上は、個人情報保護法 26条の記録義務が課される場合を想定したような規定となっていますが、例えば、同一日本法人のEU域内支店・事務所から日本の本店に個人データを移転する場合や、EU域内から日本へ、委託、事業承継、共同利用に基づいて個人データが移転される場合など、個人情報保護法 26条の確認・記録義務が課されない場合であっても、提供を受ける際に利用目的を特定した上で、その範囲内で利用することが必要とされています(パブコメ回答 96番~101番参照)。

(4) 外国にある第三者への個人データの提供

GDPRにおいては、個人データの域外移転は、(i) 十分性認定を受けた国への移転、(ii) 拘束的企業準則や標準データ保護条項等の適切な安全管理措置の下での移転などの一定の場合のほか、(iii) データ主体の同意がある場合等に認められています(GDPR 44条以下)。(iii)の同意については、GDPRでは、有効な同意と認められるための要件が厳しく設定されており、域外移転については、移転が当該データ主体に対して発生させる可能性のあるリスクに関する情報提供が追加で求められています(GDPR 49条1項(a))。他方、個人情報保護法では、個人データを外国にある第三者へ提供することが認められるのは、①当該第三者が、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有するとして個人情報保護法施行規則 11条で定められた国にある場合、②当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置を継続的に講ずる体制として個人情報保護法施行規則 11条の2で定める体制を整備している場合、③個人情報保護法 23条1項各号に規定する例外に該当する場合、④本人から、外国にある第三者への提供を認める同意を得た場合のいずれかに該当する場合である必要があります(個人情報保護法 24条)。

本ルールでは、GDPRと個人情報保護法の差異を踏まえて、十分性認定に基づき提供を受けた個人データを更に外国にある第三者へ提供することができる場合として、次の場合を挙げています。

- ① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する国として個人情報保護法施行規則 11条で定める国にある場合
- ② 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法(契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い)により、本ルールを含め個人情報保護法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合
- ③ 個人情報保護法 23条1項各号に該当する場合

そして、これらの場合に該当しない場合に更に外国にある第三者へ提供する場合には、本人が同意に係る判断

⁸⁾ パブコメ回答 102番~104番参照。なお、欧州委員会から公表された十分性認定のドラフト(脚注6参照)の2.3.8(78)も参照。

⁹⁾ なお、上記で特定した目的を変更することは、変更前の利用目的と関連性を有する合理的範囲内でのみ可能と考えられています(個人情報保護法 15条各項及び 16条並びにパブコメ回答 111番~113番参照)。

を行うために必要な移転先の状況についての情報¹⁰を提供した上で、あらかじめ¹¹、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得るものとしています。

(5) 匿名加工情報の意義

GDPR では、匿名化された個人データ(anonymous information)については GDPR の適用はありません(GDPR 前文 26 項)。そして、匿名化されていると認められるか否かは、データ管理者又はその他の者によって用いられる、合理的な可能性のある全ての手段を考慮に入れた上で判定されることとなります(同項参照)。したがって、データの加工の方法に関する情報が残存している場合は、たとえそれが安全に分別保管されていたとしても、匿名化されているとはいえないと考えられています¹²(なお、仮名化に関する GDPR 4 条 5 項も参照)。個人情報保護法の下においても、個人情報保護法施行規則 19 条に従って、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することが出来ないように加工することで、「匿名加工情報」を作成することが出来ます(個人情報保護法 36 条 1 項)。もっとも、加工方法等情報(同法施行規則 20 条)等は、適切に管理すれば保有しておくことが認められています(個人情報保護法 36 条 2 項)。

そこで、本ルールは、GDPR の規律と合わせる形で、十分性認定に基づき移転を受けた個人データについては、加工方法等情報を削除し、個人を再識別化することが何人にとっても不可能とした場合に限り、「匿名加工情報」とみなすことができるとしています。

4. GDPR の域外適用

上記のように、日本が十分性認定を受けた後においては、本ルールの規律を遵守する限りにおいては、GDPR に規定されている他の対応策(脚注 4 参照)を探すことなく、十分性認定を根拠として、個人データを EU 域内から日本に域外移転することができます。

もっとも、十分性認定により可能になるのは、あくまで、個人データを日本に対して域外移転することです。個人データの取扱いについて、GDPR の規律が直接適用される場合には、十分性認定の後においても、事業者は、引き続き、GDPR の規律に服することとなります¹³。EU 域内に拠点を有する事業者(GDPR 3 条 1 項)はもとより、EU 域内において拠点を有していない事業者であっても、①EU 域内のデータ主体に対して物品又はサービスの提供(有償であるか無償であるかを問いません)又は②EU 域内で行われるデータ主体の行動の監視に関連して個人データの取扱いを行う場合には、GDPR が域外適用されるものとされています(GDPR 3 条 2 項)。したがって、EU 域内に拠点を有する日本企業はもとより、例えば、EU 域内に拠点を有していない日本企業においても、EU 域内に所在する個人が購入可能な商品やサービスを販売するウェブサイトを開設するなど、EU 域内に所在する個人が対象に含まれ得るビジネスを行っている場合には、まず、(本ルールを通じた域外移転の可否ではなく)GDPR の域外適用を受け、直接、その規律に服するか否かを検討することが引き続き必要となります。

このように、日本が十分性認定を受けたとしても、それはあくまで、日本に対する個人データの越境移転が許容されるという意義を有するものであって、GDPR の域外適用を受ける日本企業において、GDPR への対応がおよそ不要になるというものではないことにご留意ください。

¹⁰ なお、本人に提供する「移転先の状況」の内容は、本人が同意に係る判断を行うために必要とされるかどうかという観点から、個別に判断されるとされています(パブコメ回答 134 番～139 番)。

¹¹ パブコメ回答によれば、「あらかじめ」とは、第三者提供の都度ではなく、事前に本人から得た包括的同意で足りるとされます(パブコメ回答 136 番)。

¹² 欧州委員会から公表された十分性認定のドラフト(脚注 6 参照)の 2.2.4 (30)(31)参照。

¹³ この点については、先に触れた、欧州委員会から公表された十分性認定のドラフト(脚注 6 参照)の前文においても明らかにされています。

Let's talk

個別案件につきましては、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

URL: <https://www.pwc.com/jp/ja/services/legal.html>

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,300 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士・NY 州弁護士

シニア・マネージャー

山田 裕貴

hiroki.yamada@pwc.com

弁護士

マネージャー

渡邊 満久

mitsuhisa.watanabe@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、弁護士による法的助言の代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士等の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的な見解であり、PwC 弁護士法人の見解ではありません。

© 2018 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、それぞれ独立した、別組織です。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。